

心臓血管外科専門医認定機構認定修練施設 認定基準（旧）

※2024年1月をもって本基準での新規・更新認定は終了しました。

「基幹施設」

- ☆心臓血管外科手術が3年間平均して（2020年～2022年）100例／年以上あること
- ☆次の（1）または（2）を満たすこと
 - 但し（1）または（2）はいずれも3年間平均の症例数とする
 - （1）心臓・胸部大血管手術を年間40例以上行っている（心臓・胸部大血管領域での基幹施設認定）
 - （2）大動脈（グループ1）、末梢動脈（グループ2）、静脈・その他（グループ3）の全てのグループの手術を年間20例以上行っており、かつ下腿3分枝以下への血行再建術を2例以上有する（血管外科領域での基幹施設認定）
- ☆心臓血管外科専門医修練カリキュラムを有すること
- ☆修練指導者が1名以上常勤していること
- ☆医療安全研修等が行われており、修練医・専攻医が参加していること
- ☆臨床工学技士が2名以上常勤していること（うち1名以上は体外循環技術認定士であること）但し血管外科専門施設においては体外循環技術認定士の在籍は必須としない
- ☆心臓血管外科専門医認定機構が必要と判断した医療の質向上事業に協力すること

「関連施設」

- ★基幹施設の長の推薦を受け、関連施設の長が承諾していること
- ★基幹施設の研修カリキュラムに包含されており、申請前年の心臓血管外科手術が50例／年以上あること
 - （更新申請の場合は、申請直前の3年間平均が50例／年以上あること）
- ★次の（1）または（2）を満たすこと
 - 但し（1）または（2）はいずれも【新規施設は申請前年】【更新施設は申請直前の3年間平均】の症例数とする
 - （1）心臓・胸部大血管手術を年間40例以上行っていること（心臓・胸部大血管領域での関連施設認定）
 - （2）大動脈+末梢動脈（グループ1+グループ2）、静脈・その他（グループ3）のどちらかを年間20例以上行っていること（血管外科領域での関連施設認定）
- ★修練指導者が1名以上常勤していること
- ★医療安全研修等が行われており、修練医・専攻医が参加していること
- ★臨床工学技士が2名以上常勤していること（うち1名以上は体外循環技術認定士であること）但し血管外科専門施設においては体外循環技術認定士の在籍は必須としない
- ★心臓血管外科専門医認定機構が必要と判断した医療の質向上事業に協力すること